

特殊健診：有機溶剤〔眼科的検査：対象物質〕

環境・健康

現行の有機溶剤中毒予防規則では、必須項目或いは医師判断項目として眼科的検査は設定されていません。この眼科的検査について、現在、これまでの知見をもとに厚生労働省で見直しを行っています。

この見直し案¹⁾は、現行においても眼科的検査について医師が判断する際の参考となります。

1) 第7回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会（平成23年5月27日）

資料1 労働安全衛生法における特殊健康診断の見直しについて

有機溶剤健康診断での眼科的検査の対象物質

	現 行	見直し案
必 須	眼科的検査：該当なし	眼科的検査：該当なし
医師判断	眼科的検査：該当なし	眼科的検査 (視力検査、中心暗点、視野狭窄、眼底検査等の検査) 酢酸メチル、メタノール
		眼科的検査 (色覚等の検査) スチレン

※ スチレンは、法令の改正に伴い有機溶剤（有機則）から特別有機溶剤（特化則）となりました。

※ 令和2年7月1日の健診項目の改正では、スチレンの眼科的検査（医師判断）は採用されていますが、酢酸メチル、メタノールの眼科的検査は採用されていません。

kes サポート

課 題	kes サポート
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)